

2019年度 紛争・訴訟専門委員会 成果報告

『中国知的財産案例研究』



2020年3月12日

中国IPG 紛争・訴訟専門委員会

唐思維(AGC(中国)投資有限公司)

藤本直史(村田(中国)投資有限公司)

1. 委員会の概要

(1) 背景・目的

知財活動において、訴訟の知識はもちろんのこと、最新の判断基準や傾向・動向を知っておくことが重要である一方、毎年多くの訴訟が行われる中、個社単独で最新の情報を網羅することは容易ではない。

そこで、メンバー各社の力を結集して、効率的に訴訟に関する有益な知識・情報を得て個社の知財活動に活かすことを目的とする。

(2) 概要

- 北京・上海IPGが統合されて以降5年継続
- IPG各専門委員会で最多の34社が参加
- 2つのメイン活動(いずれか一方の参加でもOK)
 - ①最新重要事例の研究
 - ②参加メンバーのニーズに基づく特定テーマ活動

(3) 委員会メンバー ※合計34社(順不同)

三菱ケミカル(中国)管理有限公司	東麗繊維研究所(中国)有限公司	花王(中国)研究開発中心有限公司
日本西村朝日律師事務所駐上海代表処	AGC(中国)投資有限公司上海分公司	三菱重工業(中国)有限公司 上海分公司
キャノン(中国)有限公司	旭化成(中国)投資有限公司	森・濱田松本法律事務所
威可楷(中国)投資有限公司	矢崎(中国)投資有限公司	迅銷(中国)商貿有限公司
富士通(中国)有限公司	啓源国際特許商標事務所	奥林巴斯(北京)販売サービス有限公司
電装(中国)投資有限公司	IP FORWARD法律特許事務所	東芝(中国)有限公司
鐘化企業管理(上海)有限公司	日本富士電機(株)北京事務所	村田(中国)投資有限公司
東麗先端材料研究開発(中国)有限公司	日鉄諮詢(北京)有限公司(日本製鉄北京事務所)	日本技術貿易株式会社
カシオ(中国)貿易有限公司	安川電機(中国)有限公司	富士ゼロックス(中国)有限公司
理光(中国)投資有限公司	本田技研工業(中国)投資有限公司	阿尔卑斯(中国)有限公司
豊田紡織(中国)有限公司	パナソニックR&D(蘇州)有限公司	松下電器(中国)有限公司
Linda Liu & Partners		

- 当委員会委員長はAGC China、副委員長を村田(中国)が担当。

1. 現状認識と課題

【現状認識】

- IPGの中で歴史のある専門委員会として、調査目的や研究方法は明確であり、毎月の頻度で研究が進められていて、最新典型事例や特定テーマの成果を得られている。

【課題】

- ある程度(数)の事例を研究していかないと、個別事例レベルに留まり、傾向を得られにくく、参考にならない。
- 活動における負荷のバランス調整(バラツキがある)
- 参加メンバーが固定化されつつある中での活動の活性化

2. 調査目的

2018年度と同じ

- ・メンバー各社の力を結集して、知的財産に関わる重要事例を研究し、現時点における裁判所の判断基準の傾向等を把握し、メンバー各社における知的財産に関わる訴訟戦略立案の参考とする。

- ・特定テーマについて興味のある各社がチームを構成し、当該テーマに関する事例を収集、研究を行うことにより、当該チームメンバー各社のニーズに合う訴訟戦略立案の参考とする。

3. 調査研究方法

以下の(1)(2)の切り口から参加企業を募り、研究を実施した。

(1)重要案例研究

- 2018年度10大知的財産案件
- 2018年度50の典型的知的財産案件
- 重点地区(北京等)で公表された2018年度10大案例等

(2)参加企業のニーズに基づく特定のテーマに絞った案例等の深掘り研究

3. 調査研究方法

活動分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
正式会合日 9:15-11:50	4/12	5/17	6/14	7/12	8/9	9/20	10/18	11/15	12/13	1/10	2/14	3/13
	北京・上海・広州JETRO会議室にて参加(TV会議で接続)(*20年2月はメール形式で特別開催)											
重要事例研究	実施済み											
特定テーマ研究	メールベースの連絡、メンバーが実際集まって打合せ、事務所訪問等、形式問わず活動展開。											

4. 研究に基づく成果

(1)最新重要事例の網羅的研究

※研究判例数：合計26件

	対象事例一覧名称
1	2018年10大知的財産案件
2	2018年50の典型的知的財産案件
3	各地方(北京等)の2018年度10大事例等

概要

商標・不正競13件

特・実 8件

その他 5件



分野	研究判例の争点・トピック等の例
商標	商標侵害案件の中、不正競争関係も争点として入って、案件複雑化の傾向
その他	インターネットを巡って、新形式の侵害が出ていることが分かる

※詳細については、

末尾添付の「【4. 研究成果】研究済み重要事例一覧表」を参照

4. 研究に基づく成果

(2)参加企業のニーズに基づく特定のテーマに絞った事例等の深掘り研究

研究テーマ	成果概要
最高人民法院知財法廷設立による判例傾向の研究	対象判例の抽出および分析を踏まえた活動全般のまとめ報告書の作成
訴訟実務ノウハウ研究	法律事務所へのヒアリング結果を含む活動全般のまとめ報告書の作成

※詳細については、

末尾添付の「【4. 研究成果】特定テーマ研究概要」を参照

①最新重要案例研究においては、研究できた案例の範囲内ではあるが各分野における最新の動向を確認することができた。

⇒ 詳細は末尾添付の「【4. 研究成果】研究済み重要案例一覧表」参照

⇒ 案例を自ら研究し発表するのは理解が一番深いと思われるが、発表を聞いた後の質疑応答では、個人の思考枠を突破してくれるので、より全面的な理解が深まる

②テーマごとに実施した研究においては、法律事務所へのヒアリング等を通じて、訴訟実務に関わる知見を得ることができた。

⇒ 詳細は末尾添付の「【研究成果】特定テーマ研究概要」を参照

6. 積み残された課題

- ・過去一年間の典型事例等を研究することで、現時点の中国知財紛争動向を把握することができたが、様々な要因で変化することも十分想定されることから、今後も継続的に研究を続けていくことが重要であると考えます。
- ・メンバーが多い専門委員会として、各企業のビジネス形態の違いにより、知財紛争事例に対してもそれぞれの注目分野や重点が違うのも当然なので、もっと効率よく成果を得られる様々な活動形式を探索したい。

【4. 研究成果】 研究済み重要案例一覧表

【4. 研究成果】研究済み重要事例一覧表 1

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2018年 50の典型的知的財産案件 No.03	ネット販売環境下での侵害事件における管轄権異議の案件	宁波奥克斯空調有限公司vs珠海格力電器股份有限公司、広州晶東貿易有限公司との間の侵害実用新案専利紛糾管轄異議案	最高人民法院 (2018) 最高法民轄終93号	キヤノン中国	<p>ネット販売業者を被告として提訴する場合、被疑侵害製品の受領を販売行為として受領地を侵害行為地とするのは不^レ適当。販売行為地は原則上、ネット購入者の意志により変えることができない主要経営地、貯蔵地、発送地、差し押さえ地等であり、これらの状況に鑑み管轄権が判断される。</p> <p>本件の意義： ネット購入した被疑侵害製品に関する知的財産紛争に関し、販売行為地（侵害行為地）をどのように判断するかを示し、管轄権に対する法律適用を明確にした。</p>
2018年 中国法院 10大知的財産権事例 No.3	商標	優衣庫商貿有限公司と広州市指南針会展服務有限公司、広州中唯企業管理諮詢服務有限公司の10619071号「UL」商標に関する商標権侵害訴訟	(2018) 最高法民再396号	ユニクロ	<p>本件は信義誠実の原則に違反した商標権濫用を規制する典型的な案件である。民法通則は「民事活動は自治、公平、等価有償、誠実信用の原則に従わなければならない」と規定している。民法の基本原則は法律体系において基礎的かつ全局的な役割を果たしている。商標分野も例外ではない。あらゆる市場活動の参加者が信義誠実の原則に従わなければならない。指南針社、中唯社は不正な手段で商標を登録した後、優衣庫社を狙って高額な譲渡金を求めた。商標譲渡の交渉が決裂後、商標権侵害を理由に優衣庫社と関連会社に対し全国で大規模な民事訴訟を悪意的に提起した。その主観的な悪意性が明らかであり、信義誠実の原則に違反した。その行為は司法資源を濫用し、商標権をもって不正な利益を得ることになる。</p>

【4. 研究成果】研究済み重要事例一覧表 2

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2018年 中国法院 における10 大知的財 産案件 No.10	商標刑事 案件	被告人李功志、巫琴 の登録商標標識の違 法製造罪案件	深圳市中級 人民法院 (2018) 粵03刑終 655号	AGC China	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産刑事案件の不法経営金額の認定について、司法解釈の市場の中間価格の認定基準の適用を「明確」にした。参考になる。 ・非法製造登録商標標識罪と假冒登録商標罪の違い
2018年 50の典型 的知的財 産案件 No.10	特許侵害 案件	胡小泉氏、朱江蓉氏 及び山東省恵諾薬 業有限公司特許権 侵害事件（二審）	山東省高級 人民法院 (2018)魯 民終870号	森・濱田松 本法律事務 所	<ul style="list-style-type: none"> ①強制的な国家薬品標準に関わる特許について、特許権利者が薬品生産者と締結したライセンス契約が解除された後、薬品生産者が正当な理由がないのに係る特許を引き続き実施することは特許権への侵害に該当する。 ②強制的な国家薬品標準を遵守することのみでは、正当な理由にならず、国家利益、公共利益を保障する等は正当の理由に成り得る。 <p>典型の意義：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制的標準に関わる特許権に対する権利侵害行為の認定基準を明確化
2018年 中国法院 における10 大知的財 産案件 No.1	商標行政 案件	克里斯蒂昂迪奥尔 香料公司 VS 国家 工商行政管理総局 商標評審委員会 商 標出願拒絶復審行 政紛争再審案	最高人民法 院 (2018) 最高法行再 26号行政判 決書	パナソニックチ ヤイナ	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人がマドリッド協定及び議定書の規定により国際出願の手続きを行った。出願際に必要の声明と説明も履行した。しかし、たとえ出願書類に一部の図面など形式要件を欠けたとしても、商標行政機関は国際出願プロセスの特殊性を考慮すべきであり、迪奥尔公司を始め商標国際出願人の合法的な権益を平等に、十分に保護するように、積極的に国際条約義務を履行し、出願人に合理的な補正機会を与えるべきである。

【4. 研究成果】研究済み重要事例一覧表 3

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
*	意匠・商標権侵害	侵害業者：凱凱美多機車有限公司	(2015) 潭中民三初字第98号 (2016) 鄂01民初6489号	Honda (中国)	悪質な模倣業者に対して強固な複数の手段で排除実施の実例紹介
2018年50の典型的知的財産案件 No.17	商標権侵害紛争案件	光明乳業股份有限公司vs美食達人股份有限公司、上海易買得超市有限公司の商標権侵害紛争案件	上海知識産権法院 (2018) 滬73民終289号民事判決書	富士電機	被疑侵害商品の包装において係争侵害標識を使用する行為は、温度標識の適切かつ合理的な使用行為であり、関連公衆への混同及び誤認を生じさせない、係争登録商標専用権に対する侵害を構成しない。 本件の意義： 登録商標の保護範囲と温度標識の合理使用範囲に関し、どのように判断するかを明確にした。
2018年中国法院における10大知的財産案件 No.9	商標、不正競争事件	訴訟中の行為保全裁定の履行拒否で法定最高額の過料を科す司法制裁事件	江蘇省高等裁判所 (2017) 蘇司懲復19号、(2018) 蘇司懲復4再審決定書	Linda LIU & Partners	・本件に関しては、行為保全裁定、過料決定及び再審決定において、裁判所は、知的財産権訴訟において行為保全措置を実施するための審査条件について説明し、裁判所による確定裁定の履行の拒否行為に対して法により断固として制裁を行うという毅然とした態度を表明した上に、内外当事者の合法的な権利を平等に保護し、司法の権威を維持する中国の立場を明らかに示した。

【4. 研究成果】研究済み重要事例一覧表 4

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
最高人民法院による 2018年 中国法院 10大知的 財産権事 例No.7	不正競争 紛争	北京獵豹網絡科技 有限公司、北京獵豹 移動科技有限公司、 北京金山安全軟件 有限公司と上海二三 四五網絡科技有限 公司の不正競争紛 争	上海知識産 権法院 (2018)滬 73民終字第 5号	IP FORWARD 法律特許事 務所	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「反不正競争法」2条の適用要件 ➢ 共同事業者の認定 ➢ 「反不正競争法」における「不正行為」の判定基準 (経営優位にある事業者は、より高い道德基準と誠実 原則を遵守すべきである)
2018年 中国法院 における典 型的知的 財産案件 50件 No.35	不正競争 紛争	安徽美景信息科技 有限公司vs淘宝 (中国) 軟件有限 公司の不正競争紛 争案件	(二審) 浙 江省杭州市 中級人民法 院 (2018) 浙01民終 7312号民 事判決 (一 審) 杭州鉄 路運輸法院 (2017)浙 8601民初 4034号民 事判決	西村あさひ法 律事務所 上 海事務所	<p>中国における初めてのビッグデータ製品の不正競争案</p> <ul style="list-style-type: none"> • ネット上のデータ製品の開発及び使用は、既にインター ネット業界における主な商業手段になり、ネットワーク運営 者のマーケットアドバンテージのソースになっているとの背景 を踏まえ、ネットワーク運営者が人力、財力などを投入し、 長期的な経営において積み重ねた情報のもとで作成した データ製品は、商業利益をもたらすこともできるので、ネット ワークの運営者がそのデータ製品について競争性財 産権益を有していると解されます。 • 他者が劣せず単純にそのデータ製品を利用して利益を 求める行為は、明らかに商業倫理に反するものであり、か つビッグデータ製品開発者の積極性及びビッグデータ産業 の発展に悪影響を及ぼすため、不正競争と見なされ ます。

【4. 研究成果】研究済み重要事例一覧表 5

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2018年 中国法院 における典 型的知的 財産案件 50件 No.18	商標侵害 案件	「浙江生活家巴洛克 地板有限公司」と、 「巴洛克木业（中山） 有限公司」との間の 商標侵害事件（二 審）	江蘇省高級 人民法院 （2017） 苏民终 1297号	啓源国際特 許商標事務 所	<p>①企業名称権と商標権の衝突にかかる紛争において、企業名称所有者の商号使用に法律及び契約上の根拠がない場合、裁判所は、商標権侵害と不正競争に該当するものと認定する。侵害には、契約期間中の約定違反にかかる行為を含む。</p> <p>②遺失利益主張は、根拠とする計算方法が科学的で、因果関係が妥当で、推論が合理的であれば採用され得る（本件では実際には、遺失利益で最低限の賠償額を確定し、法廷賠償で賠償額を決めたものと思料）。</p> <p>③在庫品の清算を商標権行使への抗弁とするには、契約履行中及び終止後、信義誠実の原則に基づいて、当事者が契約の約定通り作業を進めたうえで、自身の利益を保護しなければならない。</p>
2018年 50の典型 的知的財 産案件 No.01	侵害実用 新案民事 案件	临海市利農机械厂 vs陸杰との間の侵害 実用新案専利権紛 糾案	最高人民法 院 （2017） 最高法民申 1804号	東レ先端	構造と機能/効果を同時に使用する技術的特徴は、機能的特徴ではない。
2018年 北京知財 法院にお ける10大 知的財 産案件 NO.5	商標権侵 害、不正 競争	Fila商標権侵害訴訟	（2017） 京73民終 1991号	カシオ	<p>・類似商標による侵害。</p> <p>・裁判所は賠償額を決定する際、3倍の懲罰的賠償を適用した。この事件は懲罰的賠償が適用された代表的な商標事件であり、業界内の注目が集まっている。</p>

【4. 研究成果】研究済み重要事例一覧表 6

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2018年 典型的知的財産案件50件 No.34	不正競争 紛争案件	クラマ依（クラメイ）金駝運輸服務有限公司vs克拉瑪依凱隆油田技術服務有限公司の商業賄賂不正競争紛争案件	最高人民法院 (2018) 最高法民再 389号	アルプス	商業秘密の法定条件の解釈と分析、商業秘密侵害による経済損失の認定。
2018年 中国法院における10大知的財産案件 No.4 北京裁判所知的財産権司法保護十大案例No.1	意匠権無効行政紛争	江鈴控股有限公司vs国家知識産権局專利復審委員会、捷豹路虎（ジャガーランドローバー）有限公司、ジェラルド・ガブリエル・マクガバン（Gerard Gabriel McGovern）意匠権無効行政紛争案件	北京市高級人民法院 (2018) 京行終 4169号行政判決書	矢崎（中国）	<p>本案件は社会の注目度が高く、案件の状況が難解で複雑な自動車意匠無効行政案件であり、国内外及び社会各界から広く注目を集めた。</p> <p>第二審法院は法により係争意匠権を無効としたことは、中国の法院による中国と外国の権利者の合法的な利益に対する平等な保護が体现されており、知的財産保護を強化し、好ましいビジネス環境を醸成する中国の決意の表れである。</p> <p>当該案件の裁判結果は、中国の自動車産業の自動車意匠分野の発展において重要な指導的役割を有する。</p>
2018年 中国法院における50典型的な知的財産案件 NO.6	特許侵害訴訟	胡涛（個人）とmobikeとの特許侵害紛争	(2017) 沪民終369号	安川電機	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上特許関連の典型的な案件 ・特許請求項のプリアンブルの重要性

【4. 研究成果】研究済み重要事例一覧表 7

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2018年度研究事例シリーズ	商標侵害案件	本田技研工業株式会社（再審請求人）vs重慶恒勝鑫泰貿易有限公司、重慶恒勝集团有限公司商標権侵害紛争案	(2019)最高法民再138号	威可楷(中国)投資有限公司	<p>OOEM関連の商標権侵害案件を審理する際、国内と国際経済発展大局を十分に考慮すべき、特定時期、特定市場、特定取引形式の商標権侵害案件を具体的に分析すべき、、、総じて、司法ルートで紛争解決の際、法律適用における法律制度の整合性を維持しなければならない。簡単に一種の貿易（例えば本件のOEM）方式を商標権侵害除外状況と決めつけではいけない、そうでなければ、商標法上の商標権侵害判断基本原則の反逆となる、この点についてはさらに明確及び強調する。</p> <p>○商標法上の“商標的使用”行為を判断する際、全体行為を分裂して一つ行為のみ着目判断してはならない。商標使用つまりある商標をある商品に使用することであるが、その過程では商品提供者や商標権利者等の主体があり、すべての主体の意思通りにならない場合もあるので、個別の主体の意思に基づいて判断してはならない。製造或は加工した製品に商標表示し、商品出所区別する可能性が有していれば、商標法上の「商標的使用」と認定すべき。</p> <p>○商標法上の「関連公衆」について：本件の場合、商品の消費者以外に、販売経営者も含むべき、商品運送中、前記販売者は接触可能性がある。かつ、電子コマースやインターネットの発達及び中国消費者旅行増加の要素を考慮し、「中国域内の関連公衆は本案商品に接触可能性ない」との抗弁理由を認めない。</p>

【4. 研究成果】研究済み重要事例一覧表 8

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2018年 中国十大 知財案件 No.02	実用新案 権侵害案 件	無錫国威陶磁電器 有限公司、蔣国屏 vs常熟市林芝電熱 器件有限公司、蘇寧 易購集團股份有限 公司との間の実用新 案権侵害紛争案件	最高人民法 院 (2018) 最高法再 111号	東レ/TFRC	<p>1、本判例における「暗示的な技術特徴」は、クレーム範囲を解釈する時に、明記せず、誤記訂正の前提条件とする内容を導入したことである。一般的に、クレームに明記されない内容を導入すると、その保護範囲を減縮するので、慎重に行わなければならない。明細書の記載により識別できる明らかなミスであれば、ほかの不必要または不成立の限定条件を通じて誤記訂正の前提条件として使用してはいけない。</p> <p>2、損害賠償額の確定において、証拠により侵害イ号製品の売上を確定できる場合、「侵害イ号製品の売上×利潤率×利益貢献度」を通じて確定するが、証拠により販売数量、販売金額などを確定できなく、侵害利得法によって損害賠償額を確定できない場合、法定賠償法で確定する。</p>
2018年 中国法院 知識産権 司法保護 50大典型 判例 No.15	商標権侵 害紛争	瀋陽唐氏生物科技 有限公司vs広州方 凡生物科技有限公司、 深圳市新至尊科 技有限公司、深圳市 百草生物科技有限 公司、浙江天猫網 絡有限公司、浙江 淘宝網絡有限公司 の商標権侵害紛 争案件	遼寧省瀋陽 市中級人民 法院 (2016) 遼01民初 525号	東芝	

【4. 研究成果】研究済み重要事例一覧表 9

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2018年 典型的知的財産案件50件 No.37	知的財産 独占紛争 案件	深圳微源码软件开发有限公司vs深圳市腾讯计算机系统有限公司の独占紛争案件	(2017)粵 03民初250 号	松下電器	インターネットプラットフォーム市場に関連する標準の定義において、またオペレーターの行為が違法かどうかを判断する上で重要な役割を確立している。
2018年 中国法院における50 典型的な知的財産 案件 NO.7	特許権侵 害訴訟	キヤノン株式会社と上海慕名電子科技との特許権侵害紛争	(2017) 滬 73民初596 号	旭化成（中 国）投資有 限公司	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 請求項を構成する「使用環境」要件に関する解釈 ▪ 合法的出所の抗弁 ▪ 損害金額の算定
2018年 上海法院 知的財産 案件10大 No.7	商標権侵 害と不正 競争	上海理工大学vs滬江教育科技（上海）有限公司との間の商標権侵害と不正競争案	上海市高級 人民法院 (2017)滬 民終350号	三菱重工	<p>一． 滬江標識は上海理工大学の登録商標ではない、未登録の著名商標でもない。滬江標識は滬江会社の登録商標である。よって、滬江会社は商標権侵害にはならない。</p> <p>二． 滬江会社は自社経営の公式サイトでわざわざ滬江大学との関係を築く、不適当な内容を宣伝しました。滬江大学にフリーライドする主観意識があります。一般公衆の注意力、誤解を招きましたので、滬江会社の行為は虚偽の宣伝に認定され、不正競争に構成しました。</p>

【4. 研究成果】研究済み重要事例一覧表 10

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2018年 50の知的 財産案件 No.12	特許権侵 害	深セン全綿時代科技 有限公司と宜昌市欣 龍衛生材料有限公 司の発明特許権侵 害民事訴訟に関する 二審案件	(2017) 鄂民終 2796号	花王	<p>1、権利解釈⇒方法発明の場合、明細書での「手順」に関する記載は、特許権の保護範囲を限定する。</p> <p>2、挙証責任⇒製造方法に関する発明特許に関わる特許権侵害紛争では、当該製造方法により生産される製品は新製品でない場合、権利人側は挙証責任を持つ。本件は、最高人民法院2013年に公布した「社会主義文化の発展、繁栄を果たし、経済を協調的に発展させるように、知的財産権審判機能を十分に発揮させる若干問題に関する意見」第15条の規定が適用できない。</p> <p>3、1審法院による実地調査の報告書は製造全プロセスを再現したものではなく、真実性を持たない。証拠として使えない。</p>
2018年 中国法院 における50 典型的な 知的財産 案件 NO.20	商標権侵 害	騰訊科技（深圳） 有限公司 vs安徽微信保健品 有限公司 商標権侵害紛争案 件	(2017) 皖01民初 526号 (2018) 皖民終409 号	豊田紡織 （中国）	<p>1、テンセントの「微信及び図」は著名商標として登録されていない場合、「微信及び図」の商標権範囲が狭く、安徽微信の商標権侵害を判定されない？</p> <p>2、著名商標の商標権範囲が広く、非同一又は非類似の商品の商標出願は著名商標への侵害状況確認が必要</p>

【4. 研究成果】研究済み重要事例一覧表 11

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2018年 北京法院 十大知財 事件 No.04	特許権侵 害紛争事 件	西電捷通vsソニーモ バイルによる特許権侵 害紛争事件	(2015) 京知民初字第1194号/ (2017) 京民終454 号	日本技術貿 易株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 標準必須特許である場合、イ号製品が標準を満たしていれば構成要件を具体的に比較しなくても侵害が成立すると認定できる。 2. 複数の主体から構成されるシステムの方法クレームにおいて、侵害被疑者が一つの主体のみを製造・販売していた場合であっても、少なくとも研究開発又はサンプルテスト段階ですべてのステップを実施したことが明らかであれば、侵害が成立する。 3. 特許権の消尽は純粋な方法の発明には適用されない。 4. 間接侵害は原則直接侵害の実施者がいることが前提となる。 5. 特許侵害において権利者はクレームチャートを提供する義務を有さず、提供する条件としてNDAの締結を要求することは合理性がある。被疑侵害者がNDAの締結を拒否することで交渉が停滞することは、悪意と認められる。
2018年 上海法院 知的財産 案件10大 No.9	商標権侵 害	偽造登録商標の商 品の販売に関する刑 事判決	上海市徐汇 区人民法院. 区人民法院 (2018)沪 0204刑初 685号	電装 (中国)	<ol style="list-style-type: none"> ①利害関係人である権利者又は権利者から授権した第三者による鑑定結果は、利害関係人が作成したものであるということのみを理由に法的効力、証拠能力を直接否定されない。 ②司法監査（司法審計）により認定されたタオバオでの販売額(約1年間、約300万RMB))について、被告人が売上額の中に当該偽造登録商標に関係しない製品が含まれていること等を証明しない限り、司法監査により認定された額が偽造登録商標に関係する製品の販売額として認定される。

【4. 研究成果】 特定テーマ研究概要

【4. 研究成果】特定テーマ研究概要 1/2

テーマ	最高人民法院知財法廷設立による判例傾向の研究
参加企業 (計5社)	日鉄諮詢(北京)有限公司、佳能(中国)有限公司、旭化成(中国)投資有限公司、AGC(中国)投資有限公司、北京林達劉知識産権代理事務所
活動の狙い	2019年より二審が最高人民法院知財法廷(以下、最高裁)に統一されたことによる裁判例への影響を調査・研究する
活動プロセス	<ul style="list-style-type: none">✓ 知的財産関連訴訟の二審が最高裁へ統一された以降に出された判決の抽出✓ 抽出された判決の分析✓ 活動全般のまとめ資料を作成
活動のまとめ	<ul style="list-style-type: none">✓ 2019年11月15日時点で公開された最高裁が判断を示したケースは22件であった。これらのうち、20件は管轄に関する判断であり、残りの2件が実態審理に関する判断であった。運用変更から間もないため、判断が比較的容易な管轄に関する案件に集中していると予想される。✓ 管轄に関する判決については同日に多数の判決が出されており、ある程度の件数をまとめて審理している可能性がある。✓ 2020年以降は実態審理に関する判断の割合が増えると予想されるため、引き続き判例の傾向を注視したい。

※各最高裁判決の内容に関する詳細研究は紛争訴訟委員会での研究・報告と重複するため、本テーマでは実施していない。

【4. 研究成果】特定テーマ研究概要 2/2

テーマ	訴訟実務ノウハウ研究
参加企業	三菱化学（中国）管理有限公司、日本技術貿易株式会社、村田（中国）投資有限公司、威可楷（中国）投資有限公司、豊田紡織(中国)有限公司、パナソニックR&D（蘇州）有限公司、花王（中国）研究開発中心有限公司、理光（中国）投資有限公司、富士通（中国）有限公司、鐘化企業管理（上海）有限公司、富士ゼロックス(中国)有限公司、奥林巴斯（北京）販売サービス有限公司：合計12社
活動の狙い	中国知財係争実務について、訴訟以外の取るべくことや対応策やノウハウなどを中国現地弁護士等へのヒアリングを通じて知見を得る。
活動プロセス	各参加企業から募集された質問に対して、意見交換先の弁護士事務所が実務経験に基づき、アドバイスをいただくようにヒアリングする。一方、参加企業の間でノウハウ共有も行った。
意見交換先	事務所4所（IPF、林達劉、金杜、天達）
活動のまとめ	<ul style="list-style-type: none">①権利行使を想定したクレームドラフティング②権利行使に踏み切るまでに検討すべき事項③高額な損害賠償を勝ち取るためのテクニック④強制執行手続の概要 4つのテーマについて、実務上の事情を把握し、知見を得ることができた。